

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)  
河原社会保険労務士事務所 河原 清市  
埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554  
メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)

## 制服に着替えをする駅から勤務する駅までの移動時間は、労働時間か ?

2019年10月14日の朝日新聞に小田急線で、朝夕のラッシュ時に、駅構内で、乗客の安全確認や乗客の問い合わせに答えたりしている学生アルバイトの労働時間の記事が載っていた。  
その労働時間の問題点は、駅間の移動時間が労働時間かどうかということでした。

学生アルバイトの主張は、

「私たちは、ロッカーがある駅で、まず制服に着替えなければならなかった。その後、勤務する駅まで小田急線に乗って移動します。その移動中は、お客から質問を受けることがよくあった。また、移動中は、席が空いていようが立ったままで移動していた。制服を着ている以上、自由に移動時間を過ごすことが出来なかった。

だから、移動時間は拘束されているのであるから、労働時間である。」



この事例を解決の方向へ導くには、いくつかの過去の判例が参考になります。  
1と2は移動時間が、労働時間であるという判例です。  
それに対する3は、労働時間ではなく単なる通勤時間であるという判例です。

1. 三菱重工業 長崎造船所事件(最高裁判 平成12年3月9日) 2000年  
作業開始の前および作業終了の後に、作業服を着脱したり作業道具あるいは準備する、整理や整頓を行うなどが、法令で義務づけられたり、使用者の明示または黙示の指示による場合は、それに要する時間は労基法上の労働時間に該当すると説かれていた。
- 2 総設事件(東京地裁 平成20年2月22日) 2008年
  - ① 2人の配管工の主張  
上下水道の配管の会社は、所定始業時間が8時とされているが、これは現場での作業開始時刻であり、実際は、午前6時30分頃にY社の駐車場兼資材置き場に行って資材などをY社の車に積み込んだうえで、午前6時50分にY社の事務所に集合し、朝の打ち合わせをした。終わった後、車で現場に向かったのであるから実際の始業時刻は6時50分であり、終業後も現場から作業道具や資材などを車に積み込んで事務所に戻り、後片づけや日報の作成などを行っていたのであるから、その作業を終えてY社の事務所を出るときが終業時刻である。したがって、遅くとも午前6時50分が始業時刻でありその時間から勤務時間が算定され、現場から事務所に移動する時間及び戻った後の作業時間も労働時間に含めるべきである。
  - ② 会社側の主張は、  
労働者による資材の準備や会社から作業現場までの往復の時間は、いずれも業務従事のための準備

備時間または通勤時間であって、Y 社の指揮命令下における時間とはいえないから労働時間から除かれるべきである。

③ 裁判所の判断は、

労働者は、会社の車両に資材等を積み込んで事務所に午前 6 時 50 分ころに来ている。また、労働者と会社側とで当時入る現場や番割りさらに留意事項等の業務の打ち合わせが行われている。また、その間は、労働者は事務所隣の倉庫から資材を積み込んだりした。また、作業については親方の指示を待つ状態であった。

以上から労働者からの出勤状況や会社側の指示状況から考えると、労働者は、午前 6 時 50 分以降は会社側の作業上の指揮命令下にあるか使用者の明示又は黙示の指示によりその業務に従事しているものとするのが相当である。

また、労働者が午前 6 時 50 分までに事務所に出勤するのはまさしく会社側の指示を待つ指揮監督下にあると言えるのであり、その後の車両による移動時間も親方と組になって会社側との打ち合わせなり指示に基づいて現場に赴いているものであることからすると、拘束時間のうち自由時間とは言えず実働時間を含めて考えるべき筋合いのものというべきである。

次に退勤時間について考えると、

労働者は行きと同様に親方と組になって現場の作業を終えた後も車両で事務所に戻ることが原則的に勤務形態になっていること、事務所に戻った後とりわけ午後 5 時以前や 5 時以降も 5 班のグループのうち他の班が戻ってこないときは道具の洗浄や資材の整理等していることが認められる。そしてこれらが会社側親方だけの担当であったと考えるには妥当とは思われない。

このような実態にかんがみると、労働者らは黙示に使用者から指示によりその業務に従事したものと考えられるから、現場から事務所に戻った後の時間も実働時間を含めて取り扱うべきである。

3 阿由葉工務店事件(東京地裁 平成 14 年 11 月 15 日) 2002 年

① 労働者側の主張

会社事務所と工事現場との往復に要した時間が労働時間であるとして、これに対する時間外勤務手当の支払いを求めている。

② 裁判所の判断

建築現場で職務に就く社員の所定労働時間は(現場での作業の開始時刻から終了時刻まで)は、午前 8 時から午後 6 時までとされており、実際にそのように運用されていたこと、労働者は、出勤の際、会社事務所に立ち寄り、車両により単独又は複数で建設現場に向かっていた。車両運転者、集合時刻等も移動者の間で任意に定めていたことが認められる。

また、労働者は、当日の内容が決まってない場合は、当日会社側から労働者の代表等から指示されていたが、前日までに当日の作業内容が決まっていたことが多く、当日会社事務所で指示されず、その必要もなかった。以上から移動時間は労働時間ではないと言える。

以上 3 つの判例から考えると、学生アルバイトは、基幹駅で、勤務服に着替えるように指示され、連絡事項も話されている。彼らは、基幹駅以外の駅に勤務している。その移動の時、学生アルバイトから聞くと、日に何回となく乗客から案内や質問を求められる場合があった。また、移動中は座席に腰を掛けてリラックスすることは、全くできなかった。また、その間、大学の授業の予習等もできなかった。これはまさに乗務に従事していることであるとみなされる。また、単に移動しているときも黙示の指揮命令があったとみなせることが出来る。ということで、この件は、事業主側は、直ちに労働時間と認めるべきである。もしもこの紛争がより長期になり公になると、小田急自体アルバイトが集まらなくなる。また、子供に対して全区間 50 円乗車させるという良い評判も意味がなくなる。